

新型コロナウイルス感染拡大影響に伴う給付金等一覧(早見表)

◆ 制度の一部を抜粋し記載しています。詳細は個々の資料をご確認ください ◆

★売上減少・休業・時短に対する事業者向け給付金(支援金)制度★

2021年12月1日現在

	国	北海道 飲食店における感染防止対策認証制度(第三者認証制度)開始			国 国の補正予算成立後、受付開始
制度名	月次支援金	特別支援金 A	特別支援金 B	特別支援金 C	事業復活支援金
受付期間	10月分 11月1日～1月7日 ※10月分は19都道府県のみ対象	4月1日～1月31日	7月2日～1月31日	10月12日～1月31日	未定
給付額	中小法人等 上限20万円/月 個人事業者等 上限10万円/月	中小法人等 20万円 個人事業者等 10万円	中小法人等 10万円 個人事業者等 5万円	中小法人等 20万円 個人事業者等 10万円	中小法人等 最大250万円 個人事業者等 最大50万円
併給不可	・緊急事態措置協力支援金 (8/27～9/30分) (道)	・一時支援金(国) 受付期間終了	・緊急事態措置協力支援金 (5/16～6/20分) (道) 受付期間終了	・緊急事態措置協力支援金 (8/27～9/30分) (道)	
対象者	①と②の要件を満たす事業者 ①緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けている事業者 ②緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち、措置の影響を受けて月間売上が2019年または2020年の同じ月の売上と比べて50%以上減少	①と②の要件を満たす事業者 ①時短対象飲食店等との取引がある事業者又は外出・往來の自粛要請等による影響を受けた事業者 ②2020年11月～2021年3月のいずれかの月の売上が対前年又は前々年同期比で50%以上減少	①と②の要件を満たす事業者 ①時短対象飲食店等との取引がある事業者又は外出・往來の自粛要請等による影響を受けた事業者 ②2021年4月～2021年7月のいずれかの月の売上が対前年又は前々年同期比で30%～50%未満減少	①と②の要件を満たす事業者 ①時短対象飲食店等との取引がある事業者又は外出・往來の自粛要請等による影響を受けた事業者 ②2021年8月～2021年10月のいずれかの月の売上が対前年又は前々年同期比で30%～50%未満減少	①新型コロナの影響で、2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上が50%以上または30%～50%減少した事業者 5か月分の売上高減少額を基準に算定した額を一括給付します ※上限額
申請方法	電子申請	電子申請、郵送申請			電子申請予定
HP	https://ichijishienkin.go.jp/getsujiishienkin	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm			未定
問合せ先	相談窓口 0120-211-240 対応時間 全日8:30～19:00	問合せ専用ダイヤル 011-351-4101 対応時間: 平日8:45～17:30			未定

※条件によっては、併給ができない制度があります。事前に確認を!

《各種制度の申請等については、岩見沢商工会議所 (TEL: 22-3445) までご相談ください》